

特報部

FAX 03 (3595) 6911 Eメール tokuho@chunichi.co.jp

「AV出演強要に

人権団体訴え

法規制を

モデルやタレントとしてスカウトされた女性が、アダルトビデオ(AV)の出演を強要される被害が相次いでいる。自殺に至った女性もいるという。人権団体がその実態を調査報告書にまとめ、刑事罰を含め法で規制するよう求めている。

(池田悌一)

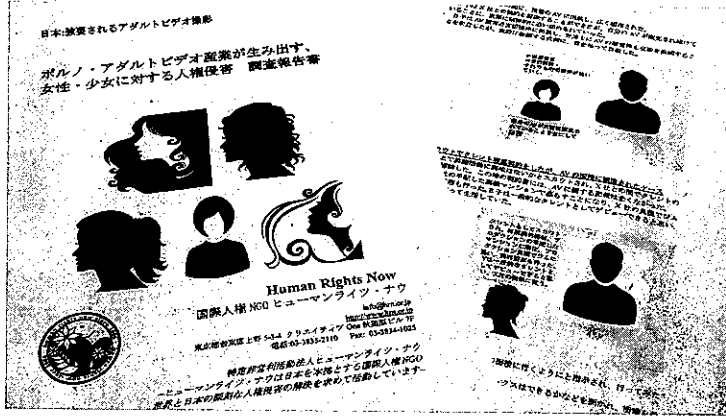
「意に反する性行為を強要され、その一部始終が半永久的に公にさらされる。女性に対する重大な人権侵害だ」

人権団体「ヒューマンライツ・ナウ」事務局長の伊藤和子弁護士は、AV出演を強要された女性たちの深刻な被害を訴える。

調査報告書などによると、被害者支援団体に寄せられた被害相談は、二〇一二、一三年は一件ずつだったのが、一四年は三十二件に増加。一五年になると八十一件に急増した。「モデルやタレントに勧誘されたのに、だまされてAVに出

演させられた」「過去に出演したAVの記録を削除してほしい」「違約金を請求されている」といった相談が多いという。

二十歳の時にグラビアモデルとして業者と契約した女性は、撮影直前にAVだと知らされた。拒否したが「高額な違約金が発生する」と言われ、出演を余儀なくされた。その後、契約解除を申し出て「大学や実家まで迎えに行く」「違約金を親に請求する」と脅され、出演を続けた。暴力的な撮影が多くなり、性感染症やうつ病を発症。現在も出演商品は販売されてお



AV出演強要などの実態をまとめた報告書



AV出演強要の相次ぐ被害を訴える「ヒューマンライツ・ナウ」の伊藤和子事務局長(左)ら=3日、東京都内で

「タレント」「モデル」で勧誘 拒否すると「高額違約金」

り、女性は整形手術を繰り返しながら暮らしている。別の女性はスカウトマンに説得されて出演したが、直後に強く後悔。しかし「二本目も決まっている」と告げられ、出演せざるを得なくなった。半年ほどの間に複数回出演させられ、精神的に追い詰められ被害者支援団体に相談。弁護士に依頼する前に、首をつって自殺した。

は近く、消費者庁に対して、特定商取引法を改正してAV被害者も救済対象とするよう申し入れる。内閣府には実態調査や包括的な立法を要請する方針だ。

伊藤弁護士によると、被害は十代後半から二十代前半の女性に集中。十分な説明もなく難解な契約書にサインさせ、出演を拒否すれば違約金が発生すると強調することで、強要するケースが多いという。しかし、契約書の存在があたとなり、強要罪の立件はまれ。

「ひとたびAVに出演し、映像が世界中に拡散されてしまうと、回収は非常に難しい。被害者は一生苦しむのに、業者は二次使用や三次に使用により、半永久的に不当な利益をむさぼる。出演契約の解除申し出に応じない業者には刑事罰を与えるような法整備が必要だ」

LINEの追跡